

## 福祉サービス第三者評価結果（総括表）

### ①第三者評価機関名

一般社団法人いばらき社会福祉サポート

### ②施設・事業所情報

名称：障害者支援施設 愛正園	種別：施設入所支援
代表者氏名：松下 博	定員（利用人数）： 60 名
所在地：茨城県高萩市下手綱 1 9 5 1 - 2 6	
TEL：0 2 9 3 - 2 3 - 6 3 7 3	ホームページ： www.health-care.or.jp/aiseien/
<b>【施設・事業所の概要】</b>	
開設年月日 昭和57年4月1日	
経営法人・設置法人（法人名等）：社会福祉法人 愛正会	
職員数	常勤職員： 42 名 非常勤職員： 23 名
専門職員	社会福祉士 2 名 介護福祉士 29 名
	看護師・准看護師 4 名 栄養士 3 名
	調理師 3 名
施設・設備の概要	南棟居室定員1名30室、北棟居室定員1名30室、ポラリス棟居室定員1名20室  (設備等) 多目的ホール、食堂 医務室、静養室
	浴室浴槽4基、洗面台36台、機能訓練室、デイルーム、トイレ27基、ラウンジ3か所、相談室、研修室、火災防止設備スプリンクラー等

### ③理念・基本方針

#### (法人理念)

愛正会は人の和が育む愛と正義を根本理念として全ての人が尊厳をもって、その人それぞれに健康で自立した生活が送れるよう強く支援し、人の理想とする美しく健やかな一生を過ごすことを願うものです。

#### (施設理念)

人の和が育む愛と正義を根本精神として、利用者一人ひとりが尊厳をもって、その人らしい生活が送れるよう強く支援します。

#### (基本方針)

**個人の尊重**

## 医療に裏づけられた福祉の推進

### ④施設・事業所の特徴的な取組

愛正園は国の施策の変化を丁寧に把握・理解し、運営基本方針がブレないよう慎重かつ大胆に施策を実践してきました。その結果が安定した運営・経営に繋がったといっても過言ではないと思われます。新型コロナウイルス感染症についても、流行の情報を得るとすぐに施設内に感染症対策委員会を設置し感染対策に重きを置き「感染者を出さない」「感染を最小限に抑える」ことに取り組みました。そしてコロナ感染症に対する対応の弱い点を強化し、いつ何が起きても誰でも対応できる力を職員各自が身につける、コロナ感染症によって与えられた甚大な影響、何がどう変わってしまったかを考え「平常に戻す」「愛正園らしい日常生活を取り戻す」ことをテーマとして取り組んでいます。例えば、利用者様の日常生活支援、職員の業務内容の変更や研修参加等のキャリアアップの機会の減少、職員会議やケアミーティング、施設内研修の中止等による情報伝達・情報共有機会の減少、短期入所や生活介護サービスを中止せざるを得なかった状況等々、コロナ感染症の対応を進めていくことが最重要課題となり、変わらざるを得なかったことが多々あると思われました。そしてそれが、いつの間にか「愛正園の当たり前」になってしまったのではないか、ここで一度立ち止まりコロナ感染症前はどうだったのかを振り返り考えることも必要であると思いました。未だにコロナ感染症の先が見えない状況のなかでは、「当たり前」の何がどう変わったのかを全て認識していくことは困難と思われませんが、回復することを急ぐのではなく、回復する方向性を示し回復する力をつけていくことに取り組んでいます。

「高萩市に愛正園がある・愛正園に行けばゆっくり入浴ができる・美味しい食事が食べられる・個室の暖かいベッドで眠れるなど、地域で暮らす障害者にとって安心できる場を提供する」というシンプルかつ変わらない「地域の中の入所施設」の役割支援を続けています。そして「変わらないもの」「変わっていくもの」「変えなければいけないもの」を見分ける潔さ、力強さを持つ「地域の中の入所施設」の役割を果たすことを目指します。

施設の情報公開(見える化)としてホームページに動画を取り入れ随時更新しています。また施設パンフレットにQRコードを印刷しましたので、簡単にホームページを見ていただけるようになりました。

### ⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間	令和5年12月15日(契約日)～ 令和6年3月26日(評価結果確定日)
受審回数(前回の受審時期)	1回(令和2年度)

## ⑥総評

### ◇特に評価の高い点

1. 基本方針に「利用者の尊重」を掲げ、利用者支援の根幹として位置付け、利用者尊重の共通理解の下、支援するとともに、利用者の部屋のレイアウト、必要な備品の購入、余暇の過ごし方等、利用者の自己選択・意志決定を尊重し、職員は見守りを含め利用者の自律・自立生活のため、公平・平等による支援に取り組んでいます。
2. 事業計画・事業報告については、職員には職員会議、家族等には家族会、利用者には自治会「はぎの会」において、年度始めに施設長が丁寧に分かりやすく説明して周知をしています。さらに、施設長は経営課題に関する課題・分析を行い、法人内の施設長会議で、理事会や評議員会に報告するとともに、職員会議で職員への周知を図り、さらなる改善に取り組んでいます。また、事業計画等の活動報告をホームページ等で公開しており、動画や写真は定期的に更新されています。
3. 非常災害においては非常災害計画と非常災害対策マニュアルを作成するとともに、業務継続計画(PCB)を作成しています。やすらぎの丘愛正会4施設合同の非常災害対策組織及び愛正会職員により消防隊が編成されており、市消防署・消防設備会社・警備会社と合同防災訓練が実施されています。また、利用者、家族等及び職員の安否確認方法が定め周知しており、屋外に備蓄倉庫が整備され、備蓄品として10日間の生活用品及び食料品・飲料水などを常時備蓄している点は高く評価できます。
4. 施設の基本方針に「医療に裏付けられた福祉」を掲げ、同法人の病院はもとより、複数の協力病院と締結し、適切な医療管理指導体制が取られています。特に、緊急時に備え一定の経験年数を経た生活支援員が「喀痰吸引認定資格」を習得しているほか、支援員が実施する医療的ケアについても愛正園看護師が嘱託医の指導のもと適切な研修を行っています。インフルエンザ・ノロウイルス感染症対策等マニュアルにより、随時発生現場を想定した対応訓練等を行い、徹底的な管理をするとともに、その情報を家族等に頻回に伝え、家族等の不安を解消していることは高く評価できます。さらに、利用者の心身の状況に応じた機能訓練・生活訓練を作業療法士の指導のもと生活リハビリとして毎日実施していますが、協力病院から派遣された言語聴覚士の協力を得て、摂食嚥下機能評価や言語リハビリ、嚥下訓練などが行われています。
5. 利用者の身体状況や生活状況等の個別支援計画(多職種協働)に基づく福祉サービスに関しては、パソコン上に記録し、ネットワークシステムを活用して情報の共有を図り、全職員が情報保護確約書を提出したうえで、パソコン上で管理されています。ネットワークシステムへの入室は、パスワードの付与により規制されています。
6. 職員は日頃から利用者とのコミュニケーションを大切に考え、出来るだけ意思疎通を図り、信頼関係の構築に努めています。心身の状況によってコミュニケーション

の取り方に配慮が必要な利用者に対しては、文字盤等のコミュニケーション機器の活用や筆談などの方法を駆使してコミュニケーション能力を高める取り組みを行っています。

7. 職員の教育・研修は、身障協倫理綱領を基本とし、法人内・施設内研修に加え、外部研修への参加を偏りのないよう実施されています。特に、全職員がいずれかの委員会に所属しており、その委員会に関する研修会においては該当する職員が積極的に参加しています。なお、研修を受講した者は、施設内研修での報告、復命書をパソコンに掲載するなどにより職員全員が知識を担保できるように工夫しています。専門資格を有する職員については、玄関前の廊下に顔写真と資格等が掲載されており、利用者や家族等が相談しやすい体制を取っています。

◇改善を求められる点

1. コロナ禍と経営コンサルタントとの契約を止めたことから、中・長期ビジョンの策定を中断していますが、具体的に示されている単年度の事業計画と事業報告の評価を有効かつ効率的に実践できるよう中長期計画を早期に策定されることを望みます。

2. 福祉サービスの向上を目指した取り組みは、職員会議、ケアミーティング、グループ検討会で多職種協働により充実しており、そのチェックは県の一般検査に準じて行っていますが、活発に活動している各種委員会やマニュアルに基づいた施設独自のチェック項目を作成し、結果の分析・検討がなされることを期待します。また、マニュアル等を更新した場合は、更新日時を付記されるよう望みます。

3. 就業規則、給与規程等で人事・処遇等について詳細に規定され、キャリアアップ規程等で、職員が意欲的に取り組んでおり、職員自ら「期待される職員像」を作成し、委員会等の取り組みなどは、目標を定めて取り組んでいます。しかし、一人ひとりの目標管理に発展させるため、人事考課制度などを導入され、一人ひとりの目標設定を設け、組織的に個別面談を行い、充実されることを期待します。

4. 地元高等学校の介護実習やインターシップを積極的に受け入れ、専門職の研修・育成に貢献していますが、実習生の宿泊場所も確保され、体制整備がされていることから、専門学校への働きかも積極的に行い、実習受け入れマニュアルを活用し、受け入れ側の職員研修を充実させることを望みます。

5. 公益的な事業・活動に関しては、主に地区社協が行っており、活動しにくい状況となっていますが、特別支援学校等を活用し、福祉ニーズの把握や連携を深め、公益的な事業・活動が展開できることを望みます。

6. 事故発生時の対応として、関係職員から提出された事故報告書に対して危機管理委員会が原因と対応について検討し、その結果及び改善報告書が施設長に提出されています。月1回のケアミーティングにおいても状況の再確認が行われ再発防止のための周知徹底が図られています。さらに、利用者の安心と安全を脅かすヒヤリハットなど

の事例の収集が行われることを望みます。

7. コロナウイルス感染症が5類になったことを鑑み、家族が自由に面会でき、書道、カラオケ、魚釣り、シアター等のレクリエーションが頻回に実施できる機会を設けられるよう期待します。

#### ⑦第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

令和3年3月に続く二回目の福祉サービス第三者評価を受審しました。

二回目とはいえ初めての職員もおり、改めて全職員で自己評価表を読み込み、設問の趣旨や言葉の意味そのものを理解して回答できるように取り組みました。しかし経験年数の浅い職員が、管理者と同じ設問を充分理解したうえで回答できたかについては疑問もあり、前回同様の感想ではありますが設問のあり方について一考を要するのではないかと思います。

また設問の一つの「地域との交流、地域貢献」については、ご指摘のとおり施設の立地条件や環境等、また新型コロナウイルス感染症対策に重点を置かざるを得なかったことから積極的に取り組めていないのが現状です。今後は、地域・関係機関と連携を図り、「愛正園だからできること」は何かを考え、施設の機能設備及び職員の持つ専門性を活かして提供できる事業・活動を検討し取り組んでいきます。

今回二回目の受審でご指摘を受けて、改めて三年間を振り返り自分たちのサービス提供を見直し、今後の取り組みを再考する機会を得られました。また「特に評価の高い点」の項目は、職員の自信に繋がり尚一層意識も高まると思われます。評価結果を真摯に受け止め職員間で共有し、改善しなければならないことは改善に取り組み、評価を受けたところは更なる充実を目指します。ご指導ありがとうございました。

#### ⑧評価細目の第三者評価結果（別紙）



## 評価細目の第三者評価結果（個票）

※評価細目について、判断基準に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する。

### 評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

#### I-1 理念・基本方針

I-1-(1) 理念，基本方針が確立・周知されている。		
評価細目	評価結果	コメント
I-1-(1) ① 法人や施設（事業所）の理念が明文化されている。	a b c	

#### I-2 経営状況の把握

I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
評価細目	評価結果	コメント
I-2-(1) ① 事業経営を取り巻く環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a b c	
I-2-(1) ② 経営課題を明確にし，具体的な取り組みを進めている。	a b c	

～以下，評価基準に沿って評価細目毎に公表